

特定非営利活動法人サンキューネット 情報公開に関する規定

1 目的

この規程は、特定非営利活動法人サンキューネット(以下 当法人という)が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、当法人に対する理解と信頼の確保を図ることを目的とする。

2 ホームページ上で公開する事項

- ① 法人概要
- ② 運営方針
- ③ 事業一覧・活動内容
- ④ 情報公開
 - 1 定款
 - 2 設立趣旨書
 - 3 組織図
 - 4 倫理規定
 - 5 情報公開に関する規定
 - 6 個人情報取扱規定
 - 7 個人情報の利用目的
- ⑤ 事業報告書等
 - 1 事業報告書
 - 2 活動計算書
 - 3 財産目録・貸借対照表
 - 4 役員名簿

3 認定NPO法人等の情報公開(閲覧)

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています(法52④、54⑤、法62)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法54①)
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法54①)
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法54②二)
- ⑦ 前事業年度の収益の明細(法54②三)
- ⑧ 「認定又は仮認定の基準の概要」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法54②四、法規32②)
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類(法54③)

- 附則
- * この規定は、平成26年5月20日より適用する。
 - * この規定は、平成28年7月13日より適用する。
 - * この規定は、令和2年7月11日より適用する。